

# 尾道市総合計画 基本計画

## 第3章

誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり

### 政策目標5 市民生活を守る安全のまち

#### 政策分野1 生活基盤

施策目標1	生活基盤が整い市民が安全に暮らしている	78
施策目標2	利用しやすい生活交通が確保されている	80
施策目標3	良好な住環境が整っている	82

#### 政策分野2 防災・防犯・交通安全

施策目標1	防災・防犯・交通安全体制が充実している	84
-------	---------------------	----

#### 政策分野3 消防

施策目標1	消防体制が充実している	86
-------	-------------	----

#### 政策分野4 環境

施策目標1	環境が保全されている	88
-------	------------	----

### 政策目標6 安心な暮らしのあるまち

#### 政策分野1 子育て

施策目標1	安心して子どもを産み育てられる環境が整備されている	92
-------	---------------------------	----

#### 政策分野2 健康・福祉・医療・介護

施策目標1	健康寿命が延びている	96
施策目標2	高齢者や障害のある人が健康で安心して暮らしている	100
施策目標3	生活に課題を抱える人の支援体制が充実している	104
施策目標4	医療体制が充実している	106

政策  
目標 **5**  
市民生活を  
守る安全の  
まち

政策  
分野 **1**  
生活基盤

施策  
目標

**1**

生活基盤が整い市民が安全に  
暮らしている

## 現状と課題

本市の可住地<sup>※1</sup>や市街地は狭隘で、その周囲を山や海が囲んでいます。住宅、商業施設、公共施設、道路、河川、公園・緑地、水面等が適切に調和した生活基盤を確保していくことが必要です。快適な日常生活を支える道路、橋梁、上下水道、ごみ・し尿処理施設などの整備は、継続して実施していく必要があります。このうち、道路については、主要な地点の道路ネットワークの構築や、幹線道路等の整備に加えて、瀬戸内しまなみ海道沿線地域の活性化を図るため、パーキングエリアの活用に取り組んでいます。さらに、これまで整備してきた生活道路<sup>※2</sup>は、施設別に長寿命化修繕計画を作成し、道路網の安全性・信頼性を確保することが求められています。

また、子どもの遊び場や高齢者の憩いの場としてだけでなく、災害時における避難場所や延焼防止、地球温暖化防止の観点からも公園や緑地の役割が重要となっていますが、道路と同様に、維持管理費が増加傾向にあり、適正な管理・整備が求められています。

本市の水道施設は、昭和40年から50年（1965年から1975年）頃に整備された施設が更新時期を迎えており、アセットマネジメント<sup>※3</sup>に基づいた計画的な設備更新を実施していくことが必要です。

また、下水道の汚水処理人口普及率は、広島県平均を大きく下回っており、更なる効率的な整備が求められています。

塵芥処理場（ごみ処理施設）、し尿処理施設においては、老朽化が著しく処理能力が低下しており、施設の長寿命化が求められています。

## 基本方針

- 経済の活性化や市内の交通渋滞の緩和を図るため、景観に配慮した災害に強い幹線道路や生活道路の整備を推進します。
- 豊かな自然環境と市街地などが調和した土地利用を進めるため、公園長寿命化計画等に基づき、公園の適正な管理・充実を推進します。
- 市民生活や経済活動が円滑に行われるよう、更新時期を迎えている道路、上水道等の生活基盤について、計画的な設備更新を推進します。
- 汚水処理人口普及率を向上させるため、公共下水道の効率的な整備と小型合併浄化槽の普及を推進します。
- ごみやし尿の適正処理に取り組むとともに、長寿命化計画に基づき、施設の適正な更新を行うことにより、資源循環型社会<sup>※4</sup>づくりを推進します。

## 施策

施策目標 **生活基盤が整い市民が安全に暮らしている**

目標達成のための施策

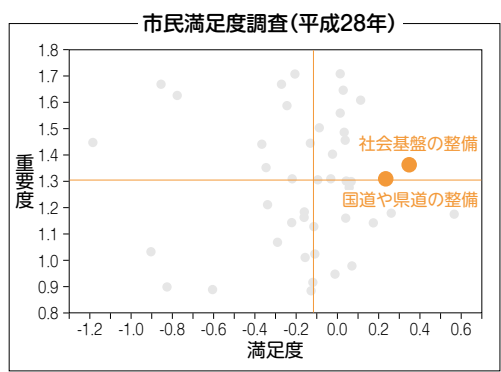
① 安全な道路環境の整備	利便性、安全性の向上を図るため、幹線道路や生活道路の整備を推進します。 ◆ 幹線道路の整備（一般国道2号木原道路） ◆ 市道整備事業（都市計画道路久保長江線） ◆ 幹線道路の整備（国道184号バイパス） ◆ 市道整備事業（市道山波45号線） ◆ 幹線道路の整備（国道317号） ◆ 市道整備事業（市道堤線） など ◆ 幹線道路の整備（国道486号）
② 生活に身近な道路の維持管理	道路や橋梁は市民に密接した地域の生活基盤であり、適正な維持管理を推進します。 ◆ 橋梁長寿命化修繕事業 ◆ トンネル長寿命化修繕事業 など ◆ 幹線道路舗装修繕事業
③ 公園・緑地などの充実	良好な都市環境の形成のために、公園・緑地などの適正な管理・整備を推進します。 ◆ 都市公園施設改修事業 ◆ 千光寺公園リニューアル事業（再掲） など
④ 上水道の適正な維持管理	更新時期を迎えている上水道施設について、優先順位を総合的に判断して適正な維持管理を推進します。 ◆ 水道施設（基幹施設〔ポンプ場・配水池〕）耐震化事業 ◆ 水道施設（老朽管更新）耐震化事業 など
⑤ 汚水処理の推進	環境保全のため、公共下水道の効率的な整備と小型合併浄化槽の普及を推進し、汚水処理人口普及率の向上に取り組みます。 ◆ 公共下水道事業 ◆ 小型合併浄化槽事業 など
⑥ ごみ・し尿の適正処理の推進	快適な市民生活を確保するため、家庭及び事業所から排出されるごみやし尿の適正処理を推進します。 ◆ クリーンセンター整備事業 ◆ おのみち地区し尿処理施設改修事業 など

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
57	基幹水道施設（配水池）の耐震化率※5	81.7% (平成27年度)	83.0%
58	基幹水道施設（管路）の耐震適合化率	38.0% (平成27年度)	44.5%
59	汚水処理人口普及率	43.7%	60.4%
60	身近な道路を安全に通 行できると感じる市民 の割合	48.0%	50.0%

市民の意見

生活環境・取組（44項目）について、それぞれの満足度は高いものの、「社会基盤の整備」は、重要度が高くなっています。「国道や県道の整備」は、重要度が中程度となっています。



※1 可住地：居住可能な条件を備えた土地  
 ※2 生活道路：主に地域住民が買い物や通勤、通学等で使う身近な道路。  
 ※3 アセットマネジメント：資産（asset）を効率よく管理・運用（management）すること。  
 ※4 資源循環型社会：廃棄物等の発生を抑制し、有益なものは資源として活用しながら、適正な処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会。  
 ※5 耐震化率：耐震性があると認められた建物数を、全体の建物数で割った割合。

政策  
目標 **5**  
市民生活を  
守る安全の  
まち

政策  
分野 **1**  
生活基盤

施策  
目標 **2** **利用しやすい生活交通が  
確保されている**

## 現状と課題

本市では、バスを中心とした陸上交通や海上における航路などが地域公共交通として市民の生活を支えています。今後、ますます高齢化が進むことで、高齢者の一人暮らしや自動車の運転を控える人の増加も想定され、移動に困難を生じる人が増えてくることが予想されています。このような状況の中、誰もが安全で安心して利用できる地域公共交通の維持・確保が求められています。

一方、自家用車の普及に伴い、地域公共交通の利用者は減少し、サービス事業者においても、乗務員の高齢化や人材不足、採算性の問題などで事業の縮小や撤退を余儀なくされるなど、地域公共交通サービスの維持が困難になっています。

高齢者や学生をはじめとした市民の生活に欠かすことのできない地域公共交通を維持・確保していくために、地域特性や市民生活の実態を踏まえた将来の交通網のあるべき姿と、必要な対策や支援の検討が必要となっています。

## 基本方針

- 地域特性や市民生活の実態を踏まえて、効率的で持続可能な交通体系のあり方を検討し、地域公共交通の活性化及び再生を推進します。
- 地域公共交通を維持・確保するため、国や県と連携し必要な支援を行います。
- 高齢者や学生などが利用しやすい地域公共交通を確保するため、地域の実情や利用実態にあった効率的な交通手段を検討し、可能性が高いものについては導入を促進します。



尾道駅前ロータリー

## 施策

### 施策目標 利用しやすい生活交通が確保されている

#### 目標達成のための施策

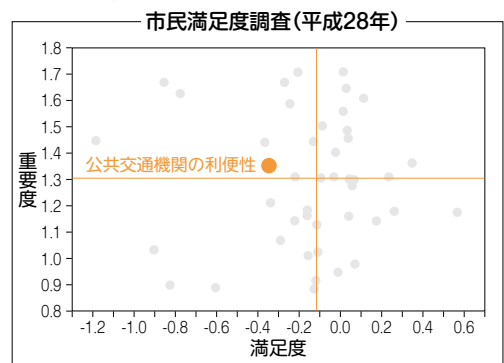
<p>① 地域公共交通のあり方の検討</p>	<p>地域特性や市民生活の実態を踏まえて、効率的で持続可能な交通体系のあり方を検討し、地域公共交通の活性化及び再生を推進します。</p> <p>◆ 尾道市地域公共交通網形成計画策定事業</p>
<p>② 地域公共交通維持のための支援</p>	<p>地域住民の暮らしを支える陸上交通や航路の維持・確保を図るとともに、安全で安心して利用できる環境を整備するため、必要な支援を推進します。</p> <p>◆ 離島航路補助事業 ◆ 生活交通路線維持事業 ◆ 生活航路維持確保対策事業 ◆ ノンステップバス<sup>※1</sup>導入事業</p>
<p>③ 地域の実情や利用実態にあった交通手段の検討</p>	<p>高齢者や学生などが利用しやすい地域公共交通を確保するため、市民や交通事業者と連携し、地域の実情や利用実態にあった交通手段を検討します。さらに、検討の結果から、効果や実現性が高いと思われる交通手段については導入を促進していきます。</p>

#### 達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
61	公共交通機関を利用しやすいと感じる市民の割合	39.1%	45.0%

#### 市民の意見

生活環境・取組（44項目）について、「公共交通機関の利便性」は、満足度が低く、重要度が高くなっています。



※1 ノンステップバス：車両の出入口の段差を無くした高齢者や障害者が乗降しやすい低床バス。

政策  
目標 **5**  
市民生活を  
守る安全の  
まち

政策  
分野 **1**  
生活基盤

施策  
目標 **3**

## 良好な住環境が整っている

### 現状と課題

本市では、住宅マスタープラン<sup>※1</sup>・市営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の計画的な建替え・長寿命化を行っていますが、老朽化した木造住宅の除却は計画的に進んでいない状況です。今後、大量更新時期を迎えることから、計画的な更新を進めていく必要があります。

民間住宅においては、今後発生が危惧される南海トラフ地震による被害抑制のために、耐震化は急務となっていますが、依然として耐震化率<sup>※2</sup>は低く、土砂災害が毎年のように各地で発生している中、対策は進んでいない状況にあります。今後も災害に係る情報発信や啓発促進、耐震化費用の補助などによる支援体制を構築していくことが求められています。

近年、管理されない空き家等が増加した結果、防災・衛生・景観等の面で周辺的生活環境に悪影響を及ぼし、大きな社会問題となっています。こうした空き家等の対策を進めるため、平成27年(2015年)5月に、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行されました。今後は尾道市空家等対策計画に基づいて、特定空家等<sup>※3</sup>に対する指導や、空き家バンク<sup>※4</sup>の拡充などによる空き家等の適正管理、活用等に取り組むことが求められています。

さらに、若者等の定住を促進するためには、雇用環境の充実を図るとともに、住宅事情による近隣他市町への転出を減少させる取組が必要となっています。今後は、本市の将来の都市像を描くために、住宅マスタープランに基づき総合的な住宅政策が必要となっています。

### 基本方針

- 住宅に困窮する世帯等が安心して暮らせる住宅を確保・提供するため、老朽住宅ストック<sup>※5</sup>の計画的な建替え・長寿命化対策を進めるなど、良質な市営住宅の供給を推進します。
- 近年の災害の危険性に十分に対応した良好な住宅・住環境を確保するため、災害に強い安全な住まいづくりを促進します。
- 空き家等の適正管理、活用等を促進するため、尾道市空家等対策計画に基づき、特定空家等に対する指導や空き家バンク制度の拡充等に努めます。
- 良好な市街地を形成するため、都市的土地利用を誘導するにふさわしい開発可能な地区について、関係機関と連携し、計画的な都市開発を促進します。

## 施策

### 施策目標 良好な住環境が整っている

#### 目標達成のための施策

① 市営住宅の整備	住宅に困窮する世帯に良質な住環境を提供するため、市営住宅の適切な整備・維持管理を推進します。
② 安全な住まいづくりの促進	近年の災害の危険性に十分に対応するとともに、耐震化費用の補助などによる支援を行い、災害に強い安全な住まいづくりを促進します。 ◆ 木造住宅耐震診断費、改修費補助事業 ◆ 建築物土砂災害対策改修促進事業 など
③ 空き家等の適正管理等の促進	空き家等の発生抑制、適正管理、活用、除却などのプロセス <sup>※6</sup> に応じた対策を促進します。 ◆ 空き家バンクエリア拡大事業
④ 定住につながる住環境の整備	本市の将来の都市像を描く中、計画的な都市開発による良好な市街地の形成を促進します。

#### 達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
62	市営住宅のバリアフリー <sup>※7</sup> 化戸数割合 (募集中の住宅の手摺り設置割合)	36.0%	50.0%
63	良好な住環境が整っていると感じる市民の割合	未計測	50.0%

※1 住宅マスタープラン：住宅に関する基本的な計画。

※2 耐震化率：耐震性があると認められた建物数を、全体の建物数で割った割合。

※3 特定空き家等：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であると認められる空き家等。

※4 空き家バンク：住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報を提供する制度。

※5 住宅ストック：建築されている既存の住宅。

※6 プロセス：物事を進める手順。

※7 バリアフリー：高齢者や障害者が生活していく際の障壁を取り除くこと。

政策  
目標 **5**  
市民生活を  
守る安全の  
まち

政策  
分野 **2**  
防災・防犯・  
交通安全

施策  
目標 **1** **防災・防犯・交通安全体制が  
充実している**

## 現状と課題

平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災や平成 26 年（2014 年）8 月豪雨による広島市の土砂災害、平成 28 年（2016 年）熊本地震など、近年自然災害が多発しています。本市に大きな影響を及ぼす南海トラフ地震は、今後 30 年以内に約 70% の確率で発生すると想定されているほか、安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震や長者ヶ原断層、宇津戸断層等の断層地震の発生が懸念されています。また、山間部は急峻な地形により多くの土砂災害危険箇所が散在し、沿岸部では台風等の影響による高潮への警戒が必要です。地震に加え、土砂災害や高潮被害、河川氾濫などの風水害に対してハード・ソフト両面から総合的に防災・減災対策を講ずる必要があります。

「自らの命は自らで守る」という防災の基本に基づき、防災に関する正しい知識を習得し、地域防災活動への参加や非常持ち出し品の準備、住宅の耐震化など、災害に備えた市民一人ひとりの自発的な取組が求められています。また震災など大規模災害時には地域住民が一致協力して防災活動に取り組む必要があります。しかしながら、地域防災を担う自主防災組織の結成率は未だ低い水準にとどまっており、高齢化率の上昇に伴い今後避難行動要支援者<sup>※1</sup>の増加も見込まれています。市民の防災意識の高揚を図り自主防災活動を促進するとともに、防災拠点施設の整備や情報伝達手段の多重化、災害対応力の向上など、防災体制の充実・強化が求められています。さらに、近年頻発するゲリラ豪雨<sup>※2</sup>や高潮などに備え、急傾斜地や沿岸部などを中心に防災関連施設の整備が求められています。

消費者の安全・安心の確保については、高齢者の増加、高度情報通信社会の進展等に伴い、消費者トラブルや消費者被害の内容等も多様化・複雑化しており、更なる推進が求められています。

また、防犯・交通安全については、特殊詐欺<sup>※3</sup>の被害防止や街頭犯罪抑止へ向けた取組のほか、自転車の安全利用の促進や子どもや高齢者の交通事故防止対策が求められており、警察や関係団体と連携した継続的な取組が必要です。

## 基本方針

- 災害に強いまちづくりを推進するため、防災意識の高揚や地域防災力の強化など、防災体制の充実・強化を図ります。
- 安心して暮らせるまちづくりを推進するため、防犯意識の高揚や地域防犯体制の強化など、防犯体制の充実・強化を図ります。
- 安全・安心な消費生活を送るため、消費者被害防止に向けた相談体制の充実及び啓発に努めます。
- 交通事故を防止し、安全で快適な交通環境を実現するため、交通安全意識の高揚を図り、交通安全対策を推進します。



尾道市本庁舎 完成イメージ



## 施策

### 施策目標 防災・防犯・交通安全体制が充実している

#### 目標達成のための施策

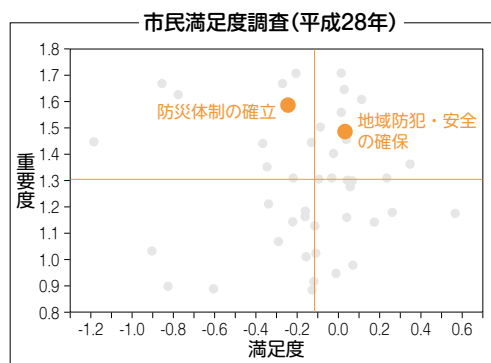
<p>① 防災・減災対策の推進</p>	<p>大規模な災害に対応するため、災害対応力の向上や防災拠点施設等の整備を推進するとともに、市民の防災意識の高揚や自主防災活動の促進など地域防災力の強化に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 庁舎整備事業</li> <li>◆ 自主防災組織育成支援事業</li> <li>◆ 防災行政無線整備事業</li> <li>◆ 災害情報システム整備事業</li> <li>◆ 海岸保全施設整備事業 など</li> </ul>
<p>② 地域防犯体制の強化</p>	<p>自治会、町内会など地域が一体となった防犯活動を通して、防犯意識の高揚を図るとともに、地域防犯体制を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防犯灯設置事業 など</li> </ul>
<p>③ 消費生活相談・啓発体制の充実</p>	<p>消費者被害の未然・拡大防止のため、消費生活センターにおける相談体制の充実を図るとともに、消費生活に関する情報提供・啓発を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消費生活相談員のレベルアップ等</li> <li>◆ 広報やパネル展、ホームページ等による情報提供・注意喚起</li> <li>◆ 消費生活講座や出前講座の開催 など</li> </ul>
<p>④ 交通安全環境の整備</p>	<p>子ども、高齢者等の交通事故を防止し、安全で快適な交通環境の実現のため、交通安全意識の高揚を推進するとともに、交通安全施設（ガードレール等）の充実を図ります。</p>

#### 達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
64	自主防災組織結成率	55.0%	80.0%
65	災害対策が進んでいると感じる市民の割合	21.2%	40.0%
66	交通事故発生件数	470件 / 暦年 (平成27年)	340件 / 暦年 (平成32年)
67	犯罪発生件数	693件 / 暦年 (平成27年)	➡

#### 市民の意見

生活環境・取組（44項目）について、「防災体制の確立」は、満足度が低く、重要度が高くなっています。「地域防犯・安全の確保」は、重要度が高くなっています。



※1 避難行動要支援者：高齢者、障害者、乳幼児など、特に配慮を要する人のうち、災害が発生した場合やそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、特に支援を要する人。  
 ※2 ゲリラ豪雨：予期せず短時間に、狭い地域で大量に降る雨。  
 ※3 特殊詐欺：面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、対面することなく被害者をだまし、現金を交付させる等の詐欺。

政策  
目標 **5**  
市民生活を  
守る安全の  
まち

政策  
分野 **3**  
**消防**

施策  
目標 **1** **消防体制が充実している**

### 現状と課題

本市では、地域の防災拠点としての消防庁舎や消防団器具庫の整備、消防車両等の更新、防災意識の啓発、救命講習の普及などを行ってきたところですが、安全・安心なまちづくりを実現するため、一層の取組の強化が求められています。例えば、老朽化の激しい施設、耐震基準を満たしていない施設の整備、複雑多様化する災害に迅速かつ的確に対応するための消防車両等の計画的な更新が必要となっています。

また、大規模な自然災害や火災等に機能的に対応するため、三原市との通信指令業務の共同運用や緊急消防援助隊受援体制の確立など、広域的な消防体制の充実に取り組んでいます。今後さらに多様化する市民ニーズに対応するため、救急業務等の高度化、ICT※1を活用した技術の導入を図るなど、効果的かつ効率的な活動の充実強化が求められています。

### 基本方針

- 地域の総合的な防災力を高めていくため、老朽化の激しい施設や耐震基準を満たしていない施設の整備、消防車両などの計画的な更新及び消防団の装備等の充実を図ります。
- 安全・安心なまちづくりを実現するため、消防団、自主防災組織等と連帯意識及び防災意識の高揚を図るなど、連携強化を推進します。




救急自転車


## 施策

### 施策目標 消防体制が充実している

#### 目標達成のための施策

<p>① 消防力の充実強化</p>	<p>消防力の充実強化を推進するため、消防庁舎、消防車両等の整備、救急体制等の高度化を図ります。また、防災センターの活用を促進し、市民の防災意識高揚を図るとともに、消防団、自主防災組織等との連携を強化します。</p> <div style="border: 1px solid #f08080; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>救急自転車活用事業</b></p> <p>サイクリストの聖地として、多くの人に親しまれている瀬戸内しまなみ海道のサイクリングコースを、より安全・安心に楽しんでもらえるよう、救急自動車の進入が困難な現場で発生した救急事案に迅速に対応するため、自転車に乗り換えた救急救命士を先行して到着させることで、救命率の向上を図ります。</p> </div> <p></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消防庁舎建設事業（尾道消防署向島分署庁舎）</li> <li>◆ 消防車両整備事業（泡消火装置付消防ポンプ自動車、はしご車、救急患者搬送船等）</li> <li>◆ 防災センター活用促進事業 など</li> </ul>
<p>② 消防団の充実強化</p>	<p>地域の総合的な防災力の向上のため、地域の防災を担う消防団の施設及び装備等の充実強化を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消防団施設整備事業（器具庫建設）</li> <li>◆ 消防団への加入促進事業 など</li> </ul>

#### 達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
68	耐震基準を満たす消防庁舎数	6 箇所	7 箇所 (すべての庁舎)
69	防災センター来館者数	2,205 人 (平成 27 年度)	2,500 人
70	消防団員数	1,621 人 (平成 28 年 4 月)	

※ 1 ICT : Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

政策  
目標 **5**  
市民生活を  
守る安全の  
まち

政策  
分野 **4**  
環境

施策  
目標 **1**

## 環境が保全されている

### 現状と課題

本市では、尾道市環境基本計画に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。環境問題の多くは、日常生活や事業活動に起因しているため、市民及び事業者の環境保全に対する意識の向上が重要です。

森林は、水源涵養<sup>※1</sup>、土砂災害防止、地球温暖化防止などの多面的な公益的機能が備わっており大切な資源となっておりますが、本市においては、手入れが行き届かなくなり、放置された人工林や松枯れ跡地の未整備等が散見され、対応が必要です。河川や周辺海域は、公共下水道の整備や浄化槽の普及促進等により、水質は向上していますが、市内の河川は、水量が少なく汚濁の影響を受けやすい状況にあるため、引き続き水環境の保全に関する取組が必要です。

また、ごみの減量化・再資源化を推進していますが、再資源化率は低下の傾向にあるなど、減量化対策が急務となっております。資源循環型社会<sup>※2</sup>の形成のため、廃棄物の発生抑制や再資源化等の推進など、環境負荷<sup>※3</sup>の少ない地域づくりに取り組む必要があります。

さらに、東日本大震災を契機として、エネルギー政策の転換や省エネルギーに関する市民の意識が高まっており、低炭素社会<sup>※4</sup>の実現に向けた取組が必要です。

### 基本方針

- 健全で恵み豊かな環境を保全するため、環境整備や環境保全活動を推進します。
- 資源循環型社会を形成するため、廃棄物減量施策に取り組み、資源の有効利用など環境負荷の少ない地域づくりを推進します。
- 環境にやさしい低炭素社会を実現するため、公共施設等における省エネルギー化や再生可能エネルギー<sup>※5</sup>の活用を推進します。

### 施策



施策目標 **環境が保全されている**

#### 目標達成のための施策

#### ① 環境保全活動の推進

快適な生活環境や豊かな自然環境を保全するため、環境整備や環境保全活動を推進します。

- ◆ 森林や河川の整備・保全
- ◆ 大気、水質、騒音などの調査・監視
- ◆ 環境美化推進事業 など

<p>② 環境意識の向上</p>	<p>環境学習の実施、環境に配慮した行動を推進する啓発、環境衛生推進団体への支援などにより、環境意識の向上を図ります。</p> <div data-bbox="518 302 1428 571"> <p><b>分別戦隊エコレンジャー事業</b></p> <p>本市のごみの分別収集は、細分化された23分別を行っており、市民に対してよりわかりやすい啓発を行う必要があります。市民の分別知識を高め、環境意識の高揚を図るため、幼稚園・保育所・小学校等で「エコレンジャー」を活用した寸劇形式などの環境リサイクル教室を開催し、啓発活動に取り組みます。</p>  </div> <div data-bbox="518 593 1428 840"> <p><b>環境学習推進事業</b></p> <p>本市の地域特性を活かした「しまなみ・やまなみ自然学校」で、子どもたちを対象とした体験型の環境学習を実施します。自然環境を大切にする気持ちを育むとともに、子どもたちの交流を深め、環境を大切にする市民の育成に取り組みます。</p>  </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 環境情報の収集・提供</li> <li>◆ 環境啓発イベントの開催 など</li> </ul>
<p>③ リサイクルシステムの推進</p>	<p>資源循環型社会の形成のため、リフューズ（発生回避）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の4Rによる資源の有効利用に取り組み、環境負荷の少ない地域づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ごみの再資源化推進事業</li> <li>◆ ごみの排出量削減啓発事業 など</li> </ul>
<p>④ 省エネルギー化・再生可能エネルギーの活用</p>	<p>公共施設等における省エネルギー化、再生可能エネルギーの活用を進めるとともに、家庭、産業における環境負荷の低減を促進し、環境にやさしい低炭素社会の実現を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ CO<sub>2</sub>削減推進事業</li> <li>◆ クリーンセンター整備事業（再掲）</li> <li>◆ 市の事業におけるエネルギー使用量の削減</li> <li>◆ 省エネルギー化、再生可能エネルギー活用に向けた普及啓発 など</li> </ul>

※1 水源涵養：雨水を蓄え、水源の枯渇を防ぐとともに、河川の流量を調節し、洪水を防ぐこと。  
 ※2 資源循環型社会：廃棄物等の発生を抑制し、有益なものは資源として活用しながら、適正な処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会。  
 ※3 環境負荷：人の活動が環境に与える影響で、環境の保全に支障が生じるおそれのあるもの。  
 ※4 低炭素社会：地球温暖化の要因とされる温室効果ガスのうち二酸化炭素の排出量を抑えた社会。  
 ※5 再生可能エネルギー：太陽光、太陽熱、風力など、一度利用しても比較的短時間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
71	環境学習参加者数	340人 (平成27年度)	600人
72	河川のBOD値※1	栗原川(栗原小前) 4.3mg/L 栗原川(日小橋) 2.4mg/L 藤井川(木門田川合流前) 0.7mg/L 藤井川(三成) 1.1mg/L 御調川(府中市境付近) 0.7mg/L (平成27年度平均値)	すべての調査地点 で環境基準達成 (現状達成済み)
73	海域のCOD値※2	尾道市周辺海域 1.3mg/L (平成27年度平均値)	環境基準達成 (現状達成済み)
74	市民一人当たりの 家庭から出る可燃 ごみの量	438g/人・日 (平成27年度)	420g/人・日
75	ごみのリサイクル 率	16.5% (平成27年度)	現状維持

【参考】環境基準

調査地点	環境基準
栗原川(栗原小前)	5mg/L以下
栗原川(日小橋)	
藤井川(木門田川合流前)	2mg/L以下
藤井川(三成)	3mg/L以下
御調川(府中市境付近)	2mg/L以下
尾道市周辺海域	2mg/L以下



分別戦隊エコレンジャー



尾道クリーンセンター



因瀬クリーンセンター



海浜清掃活動

※1 BOD値：Biochemical Oxygen Demandの略。生物化学的酸素要求量。河川の汚濁を測る指標の一つ。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。

※2 COD値：Chemical Oxygen Demandの略。化学的酸素要求量。湖沼や海域の汚濁を測る指標の一つ。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。

政策  
目標 6

安心な  
暮らしの  
あるまち

政策  
分野 1

子育て

施策  
目標 1

安心して子どもを産み育てら  
れる環境が整備されている

## 現状と課題

本市の年少人口割合は、少子化の進行により減少を続けており、平成27年（2015年）には約12%となりました。こうした中、就労環境や地域との関わり方などの社会環境の変化により、男女がともに育児と仕事の両立を実現し、安心して子どもを産み育てられる環境の整備が必要となっています。本市においては、利用ニーズが増大している放課後児童クラブ<sup>※1</sup>、子育て支援センター<sup>※2</sup>などの整備の充実、就学前の教育・保育の量の確保と質の向上のための保育士等の人材確保や子育てに係る経済的負担の軽減のための各種支援制度の充実が求められています。さらに、健やかな子どもの成長を支えるためには、小児医療体制を確保する必要があります。

また、妊娠・出産・子育てに関する悩みや課題は、個々のケースで多様化してきており、これらの不安に迅速に対応し、適切な支援を行うため、子育て世代包括支援センター<sup>※3</sup>を設置して相談窓口のワンストップ<sup>※4</sup>化を図ってきました。核家族化の進行や人のつながりの希薄化等の社会環境の変化に伴い、子育てに不安を感じる保護者が増えている中、地域の身近な場所できめ細かな支援活動を行っている子育て支援センターが子育て世代包括支援センターのサテライト機能を十分発揮するとともに、産前・産後の母子をサポートする機能や地域活動との連携をさらに充実させ、妊娠から子育てまでの切れ目ない総合的な支援体制の拠点としての機能強化を図ることが重要な課題となっています。さらに、発達節目である健康診査や相談等で子ども達の健やかな育ちや発達を確認し、個々の実態に合わせた支援の充実も必要です。

近年、子どもの貧困が大きな社会問題となっている中、貧困の実態は見えにくく捉えにくいいため、子どもの貧困対策に取り組むにあたっては、子どもの生活実態を十分把握した上で、適切な施策を推進する必要があります。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困の連鎖によって、将来の夢や希望が閉ざされることのないよう、家庭、地域、行政が一体となって必要な環境を整備し、総合的支援を行うことが求められています。

## 基本方針

- 教育・保育事業の提供量の拡大と多様な支援サービスの充実とともに、各種支援サービスの質的向上を図りながら、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。
- 児童虐待防止への取組や発達に課題のある子ども、ひとり親家庭の子ども、社会的支援の必要性が高い子どもなど、すべての子どもが地域社会で健やかに成長するための支援を一層推進します。
- 結婚や妊娠を望む人の希望が叶えられる環境づくりを進め、出生率の向上を図ります。
- 安全・安心な妊娠・出産、育児不安の軽減、子どもの疾病予防など、妊娠・出産期から子育て期までを切れ目なく支援する尾道子育て応援スタイルの充実を図ります。
- 子どもの健やかな成長を支援するため、小児救急医療体制の確保に努めます。
- 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが夢と希望を持って成長できるよう、子どもの置かれている生活実態を十分把握し、適切な支援策を推進します。




## 施策

### 施策目標 安心して子どもを産み育てられる環境が整備されている

#### 目標達成のための施策

<p>① 子ども・子育て支援体制の充実</p>	<p>社会全体で子育て世帯を支えるとともに、子育て支援サービスの充実、子育てに係る経済的負担の軽減等、子育てを楽しめるまちづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 乳幼児等医療費助成事業</li><li>◆ 放課後児童クラブ事業</li><li>◆ 特別保育※5 充実事業</li><li>◆ 子育て支援センター事業</li><li>◆ 保護者の学びの場の充実事業</li><li>◆ ファミリー・サポート・センター※6 事業</li><li>◆ 児童館・児童センター事業</li><li>◆ 保育士就労奨励金交付事業</li><li>◆ 認定こども園※7 整備事業（再掲）</li><li>◆ 家庭保育園※8 保育創出事業 など</li></ul>
<p>② 子どもの心身の健やかな育ちや発達支援の充実</p>	<p>子ども達の発育・発達を確認し、発育に課題のある子どもや保護者の子育て不安に適切に対応するため、各種支援事業を実施します。また、児童虐待防止に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 新生児聴覚検査事業</li><li>◆ こんにちは赤ちゃん訪問事業</li><li>◆ 乳幼児健康診査事業</li><li>◆ 幼児健康診査事後教室・発達相談事業</li><li>◆ ブックスタート※9・プラス※10 事業及びブック・ステップアップ※11 事業</li><li>◆ 5歳児相談事業</li><li>◆ 障害児保育事業及び発達支援指導事業</li><li>◆ 障害児通所支援事業</li><li>◆ 児童虐待防止 など</li></ul>

- ※1 放課後児童クラブ：放課後、保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生の遊びや生活の場。
- ※2 子育て支援センター：地域全体の子育て家庭などを支援する施設。
- ※3 子育て世代包括支援センター：妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。
- ※4 ワンストップ：ひとつの場所でさまざまなサービスが受けられる環境、場所。
- ※5 特別保育：延長保育、障害児保育、病児・病後児保育、休日保育、乳幼児健康支援一時預かり保育等の総称。
- ※6 ファミリー・サポート・センター：保護者の仕事、病気、外出時などに子育てを支援する、育児サービスを受けたい依頼会員と育児サービスが出来る提供会員による有償の相互援助組織。
- ※7 認定こども園：就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えるもので、都道府県知事の認定を受けた施設。
- ※8 家庭保育園：認可外の保育園のうち、市が認定している保育園。
- ※9 ブックスタート：4か月児健診時（乳児健診）に、赤ちゃんに絵本をプレゼントする活動。
- ※10 ブックスタート・プラス：1歳6か月児健診時に、子どもに絵本をプレゼントする活動。
- ※11 ブック・ステップアップ：3歳児健診時に、子どもに絵本をプレゼントする活動。

<p>③ 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援</p>	<p>妊娠・出産・子育てにわたる総合的な相談体制や支援サービスの充実を図り、情報提供の充実や相談・支援の継続的な取組により、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>尾道子育て応援スタイル（子育て世代包括支援センター“ぽかぽか”）</b></p> <p>少子化や核家族化が進行し、ニーズが多様化している中、母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターを配置したワンストップ※<sup>1</sup>サービスの拠点を市内全域に整備し、妊娠期から子育て期にわたる様々な悩みに対し専門的な見地による相談支援を常時継続的に行います。また、医師会をはじめ関係機関や地域の子育て拠点等とのフォロー体制を構築し、産前・産後の支援を充実することで不安・負担感を軽減するとともに、地域活動との連携を深めながら、楽しく子育てが行えるよう支援します。</p> </div>  <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 妊産婦健康診査事業</li> <li>◆ パパ☆ママ準備スクール（日曜日編）</li> <li>◆ 子育て情報 Web サイト事業</li> <li>◆ 子育て応援ガイドブック事業 など</li> </ul>
<p>④ 出生率の向上につながる支援</p>	<p>少子化の原因とされている若者の未婚率の上昇、晩婚化、晩産化を抑制していくため、企業等と協力した出会いの場の創出や情報提供などの結婚支援の取組を推進するとともに、出産の希望を叶えるため、不妊治療への支援により出生率の向上を推進します。また、子育て世代の働き方改革や男性の子育て参加への啓発を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 結婚応援フォーラム開催事業</li> <li>◆ 結婚新生活支援事業</li> <li>◆ 少子化対策プロジェクト</li> <li>◆ 一般不妊治療医療費支援事業</li> <li>◆ ワーク・ライフ・バランス※<sup>2</sup>推進事業</li> <li>◆ パパの輪プロジェクト など</li> </ul>
<p>⑤ ひとり親家庭への支援</p>	<p>相談・支援体制の充実など、母子、父子のひとり親家庭への支援を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ひとり親家庭等医療費助成事業</li> <li>◆ 母子家庭等対策総合支援事業</li> <li>◆ ハローワークと連携した就労支援事業</li> <li>◆ ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業 など</li> </ul>
<p>⑥ 小児救急医療体制の支援</p>	<p>安心して子どもを産み、育てることができるよう、小児救急医療を提供している医療機関を支援することで、尾道市の小児救急医療を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域医療支援事業</li> <li>◆ 小児科診療支援事業 など</li> </ul>

## ⑦ 子どもの貧困対策

子どもの将来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが夢と希望を持って成長することができる環境づくりを図るため、子どもの生活の実態把握と適切な対策を推進します。

**尾道市子どもの貧困対策プロジェクト**

本市の未来を担う子どもたちが夢と希望を持って成長していくことができるよう、庁内に関係課職員で構成するプロジェクトチームを設置し、子どもの貧困問題に関する調査及び研究等、組織横断的な取組を通じて、尾道の特色を活かした実効性のある総合的な対策を企画・立案します。

**子どもの居場所づくり事業**

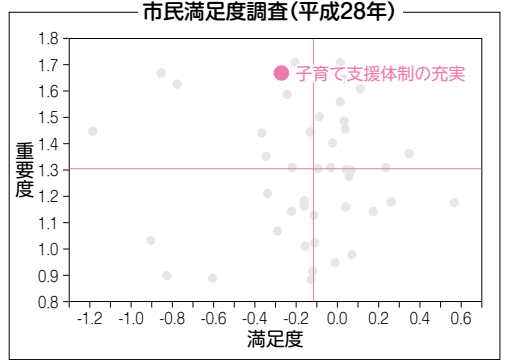
貧困の連鎖を防止する観点から、支援が必要な子どもに対して、尾道市立大学や地域のボランティア等とも連携し、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援等を行い、子どもの生活向上を図ります。

### 達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
76	合計特殊出生率※3	1.53 (平成20年～平成24年)	1.62 (平成30年～平成34年)
77	乳幼児健康診査受診率	4か月児 98.2% 1歳6か月児 96.3% 3歳児 93.0% (平成27年度)	4か月児 98.7% 1歳6か月児 96.8% 3歳児 94.1%
78	乳幼児健康診査要精密者(健診時)の受診率	4か月児 95.3% 1歳6か月児 84.8% 3歳児 83.5% (平成27年度)	4か月児 96.8% 1歳6か月児 90.0% 3歳児 90.0%
79	不妊治療により妊娠に至った人数(一般不妊治療助成制度を活用した人)	11人	20人
80	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	92.3% (平成28年4月)	100.0%

### 市民の意見

生活環境・取組(44項目)について、「子育て支援体制の充実」は、満足度が低く重要度は高くなっています。



子育て世代包括支援センター「ほかほか」

※1 ワンストップ：ひとつの場所でさまざまなサービスが受けられる環境、場所。  
 ※2 ワーク・ライフ・バランス：Work Life Balance：仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。  
 ※3 合計特殊出生率：1人の女性が生涯に産む子供の平均数を表した数値。

政策  
目標 **6**

安心な  
暮らしの  
あるまち

政策  
分野 **2**

健康・福祉・  
医療・介護

施策  
目標 **1**

健康寿命が延びている

## 現状と課題

近年、高齢者が住み慣れた地域で元気でいきいきと暮らせるよう、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上を主とした介護予防と健康づくりに取り組むことで、心身ともに自立し、健康的に生活できる期間をいかに延ばしていくかが求められており、引き続き、健康寿命<sup>\*1</sup>の延伸、QOL<sup>\*2</sup>(Quality Of Life)の向上に取り組んでいく必要があります。

健康寿命の長い地域は、特定健診<sup>\*3</sup>の受診率が高く、自分の健康は自分で管理するという意識も高い傾向にあり、役割や生きがいを持って、人と社会との結びつきを強化する互助<sup>\*4</sup>活動も盛んであるとされています。

尾道市国民健康保険の特定健診受診率の更なる向上とともに、特定保健指導を含む受診後のフォローの充実が課題となっています。また、無関心層や若い世代の生活習慣病<sup>\*5</sup>予防の取組についても強化する必要があります。

本市は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も多く、孤立化を防ぐためにも、地域間や世代間交流を通したつながりの強化や仲間づくりを促進する互助活動が重要となっており、ふれあいサロン<sup>\*6</sup>事業やシルバーリハビリ体操事業等、「地域の出かけられる場」の必要性は今後ますます高まると考えられます。中でも、シルバーリハビリ体操事業においては、受講者としての参加者は勿論のこと、何より指導士自らの健康増進と何事にも前向きに取り組む積極性が生まれるとされています。そのことが地域コミュニティを育む大きな推進力として地域を牽引しており、今後も充実していく必要があります。

また、認知症<sup>\*7</sup>の高齢者等が増加しているため、生活支援や予防サービス、見守りに対するニーズが急速に高まるとともに、社会や環境の変化に伴い人間関係が複雑化しており、心の健康づくり対策はますます重要となっています。

さらに、様々な感染症の発症予防並びに発症時の重症化や感染拡大を最小限にとどめるための感染症対策も求められています。


## 基本方針

- 健康寿命と関連が深い生活習慣病を予防・早期発見するため、健康診査の受診率向上に努め、結果を活かした生活習慣の改善及び重症化予防等を推進します。
- 心身ともに自立し、生活の質を維持・向上させるため、口腔機能の維持・向上や日常的に身体を動かす市民を増やし、生活習慣病予防や介護予防を推進します。
- 高齢者が、積極的に地域活動に参加・活躍し、生きがいをもって元気に暮らせるよう、健康保持・増進につながる生活の支援や地域における世代間交流を推進します。
- 誰もが安心して暮らせるよう、精神疾患の予防や心の健康づくりを推進します。
- 感染症の発症と発症時の重症化や感染拡大を防止するため、感染症対策を推進します。

## 施策

### 施策目標 健康寿命が延びている

#### 目標達成のための施策

<p>① 健康づくりに取り組むための意識の醸成</p>	<p>市民・行政・関係機関・企業等が一体となって取り組む健康づくりを推進します。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>健康都市尾道 2022 宣言</b></p> <p>第二次健康おのみち21の最終年度である2022年に向けて、全市をあげて健康づくりに取り組む機運を高めるための道しるべとして宣言を行い、各種イベントや講演会等を開催するなど、健康寿命の延伸を図ります。</p> </div> 
<p>② 健康づくりの支援</p>	<p>地域の健康づくりリーダー等の人材育成及び活動の支援を行います。また、関係機関や団体、企業等と協働※8し、市民の主体的な健康づくりを支援するとともに、地域での健康づくり活動の拠点や体制の整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 保健推進員活動支援・育成事業</li> <li>◆ (仮称) 尾道市因島総合福祉保健センター建設事業 など</li> </ul>
<p>③ 運動による健康づくりの充実(再掲)</p>	
<p>④ 生活習慣病の発症及び重症化予防、口腔機能の低下予防の推進</p>	<p>健康診査の受診率向上に努め、結果を活かした生活習慣の改善及び重症化予防、口腔機能の低下予防等を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ がん検診事業</li> <li>◆ 特定健康診査・特定保健指導事業</li> <li>◆ 生活習慣病重症化予防</li> <li>◆ 歯周疾患検診事業 など</li> </ul>
<p>⑤ 介護予防の推進</p>	<p>介護予防を実践するグループの活動を支援するなど、健康寿命の延伸に向け、介護予防を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ シルバーリハビリ体操事業 など</li> </ul>

※1 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されず生活できる期間。

※2 QOL：Quality Of Lifeの略。一人ひとりの人生の内容の質や社会的な生活の質のこと。

※3 特定健診：「病気を予防する」ことを目的とした、公的医療保険に加入している40～74歳のすべての方を対象に、実施されている検診。


※4 互助：人間同士がお互いに助けあうこと。

※5 生活習慣病：不健全な生活の積み重ねによって引き起こされる心臓病・脳卒中・糖尿病などの病気。食生活や喫煙、飲酒、運動不足など、生活習慣との関係が深い病気の総称。

※6 ふれあいサロン：公共施設等の身近に集える場を利用し、地域の高齢者や障害者等が、地域の仲間と一緒に楽しく過ごす場所。

※7 認知症：脳血管疾患、アルツハイマー病その他の原因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態。

※8 協働：市民と市とが、対等な立場に必要な情報と責任を共有し、それぞれの得意分野や特徴を活かした適切な役割分担のもと、目標の達成に向けて協力して取り組むこと。

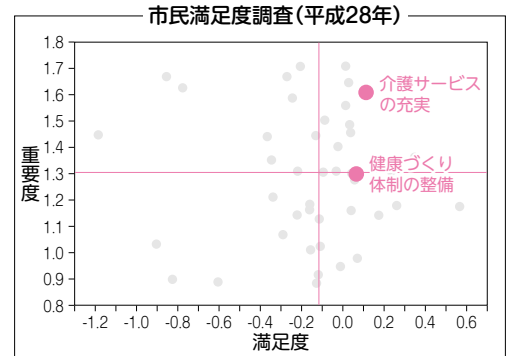
<p>⑥ 高齢者の健康づくりの推進</p>	<p>高齢者が、積極的に地域活動に参加・活躍し、生きがいをもって元気に暮らせるよう、健康保持・増進につながる生活の支援や地域における世代間交流を推進します。</p> <div style="border: 1px solid #f08080; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>おのみち幸齢プロジェクト</b></p> <p>歳を重ねることを楽しみ、健康でいきいきと安心して暮らせる尾道を実現するため、健康づくり・介護予防・生きがいづくり・環境づくりをテーマとした特色ある事業に関係各課が連携して取り組みます。（「出たもん勝ち」、「おのみち見守りネットワーク」など）</p> </div>  <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ふれあいサロン事業</li> <li>◆ 外出促進事業 など</li> </ul>
<p>⑦ メンタルヘルス※1ケアの充実</p>	<p>心の健康づくりの相談体制の充実やうつ病対策を推進します。また、関係機関や企業等の情報交換会等を通して、メンタルヘルスの向上を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 精神保健（こころの相談・自殺対策）事業 など</li> </ul>
<p>⑧ 感染症対策の推進</p>	<p>感染症の発症を予防するとともに、発症時に重症化と感染拡大を最小限にとどめ、感染拡大を可能な限り抑制するため、様々な感染症対策を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 予防接種事業 など</li> </ul>
<p>⑨ 女性・高齢者・障害のある人等の活躍の促進（再掲）</p>	

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
81	健康寿命※2	男 77.54 歳 女 82.07 歳 (平成 22 年)	➔
82	特定健康診査受診率	34.7% (平成 27 年度)	60.0%
83	シルバーリハビリ体操 延べ参加者数	20,104 人 (平成 27 年度)	30,000 人
84	ふれあいサロン※3 延べ参加者数	70,662 人 (平成 27 年度)	73,000 人

市民の意見

生活環境・取組（44 項目）について、「介護サービスの充実」は、重要度が高くなっています。「健康づくり体制の整備」は、重要度は中程度となっています。





健康相談



シルバーリハビリ体操

※1 メンタルヘルス：精神面における健康のこと。

※2 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されず生活できる期間。

※3 ふれあいサロン：公共施設等の身近に集える場を利用し、地域の高齢者や障害者等が、地域の仲間と一緒に楽しく過ごす場所。

政策  
目標 6安心な  
暮らしの  
あるまち政策  
分野 2健康・福祉・  
医療・介護施策  
目標 2高齢者や障害のある人が  
健康で安心して暮らしている

## 現状と課題

本市では、医療・介護の関係機関が連携し、誰もが住み慣れた地域で元気でいきいきと暮らせるよう、地域包括ケアシステム<sup>※1</sup>の構築に努めてきました。今後、高齢化が進展する中、75歳以上の人口がピークを迎える「2025年問題<sup>※2</sup>」を見据えた対応が必要となっています。増加している一人暮らしや認知症<sup>※3</sup>の高齢者への支援、障害のある人が地域の中で安心して暮らせる環境づくり、介護職等のマンパワー不足への対応などが求められています。

こうした課題に対応するため、日常生活圏域ごとの地域特性に応じた地域包括ケア体制の更なる充実が求められています。その実現に向けて、「自助<sup>※4</sup>」、「互助<sup>※5</sup>」、「共助<sup>※6</sup>」、「公助<sup>※7</sup>」の4つの力が相互に機能することが大切です。これまでの専門職の連携、行政機関や施設・病院の連携に加えて、「互助」と言われる「地域の力」が地域包括ケア体制の大きな推進力として期待されています。

また、障害のある人（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・その他の心身の機能の障害がある人）は年々増加傾向にあり、「ライフステージ<sup>※8</sup>に応じた支援」と「ともに暮らす地域づくり」を2本柱として、障害福祉サービス等をはじめとする各種施策を進めています。短期入所、グループホーム、日中一時支援、移動支援等を行う社会資源の充実、地域格差の解消が求められており、必要な支援が行き渡るよう地域自立支援協議会などを活用し、社会資源の充実や介護職員の確保を図るとともに、障害福祉制度を着実に実施していくことが必要です。

さらに、障害のある人が地域生活、社会参加を行う上で、尾道市障害者サポートセンターを中心に相談支援体制の一層の強化や、障害や障害のある人に対する正しい知識の習得、相互理解が不可欠です。平成28年（2016年）4月には、障害者差別解消法が施行されており、障害を理由とする差別の解消を進め、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることが求められています。

## 基本方針

- 住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるため、日常生活圏域ごとの地域特性に応じた地域包括ケアシステムの一層の充実を図ります。
- 一人暮らしや認知症の高齢者を見守るため、高齢者支援ネットワークの整備を推進します。
- 認知症の高齢者が安心して暮らし続けることのできる地域づくりのため、認知症に対する理解を促し、地域全体で支える体制づくりや環境整備を推進します。
- 障害のある人が地域の中で安心して暮らしていくことができる環境づくりのため、社会資源の充実、介護職員の確保を図るとともに、障害福祉制度を着実に実施し、啓発や広報活動を通じて、地域での自立を支援し、社会参加を促進します。



## 施策

### 施策目標 高齢者や障害のある人が健康で安心して暮らしている

#### 目標達成のための施策

① 地域包括ケアシステムの充実	公立みつぎ総合病院や尾道市医師会、因島医師会を中心に「地域包括ケアシステム」が構築されており、団塊の世代が75歳以上となる「2025年問題」を見据え、日常生活圏域ごとの地域特性に応じた地域包括ケアシステムの更なる充実を推進します。 ◆生活支援体制整備事業 など
② 医療・介護の連携	住み慣れた家庭や地域で療養することができ、また、人生の最終段階まで身近な地域で適切な医療・介護サービスを受けられる環境の整備を目指し、医療と介護の関係者との協働※9を推進します。 ◆在宅医療・介護連携推進事業 ◆地域医療シンポジウム事業 など
③ 介護保険事業の推進	介護従事者の養成と就労に対して支援を行うなど、介護保険事業を推進します。 ◆介護人材確保・定着支援事業 ◆介護サービス基盤整備事業 など
④ 高齢者支援ネットワークの整備	一人暮らしや認知症の高齢者を見守るため、高齢者支援ネットワークの整備を推進します。 ◆一人暮らし高齢者巡回相談事業 ◆おのみち見守りネットワーク事業 など
⑤ 認知症対策の推進	認知症に対する理解を促し、認知症の人及びその家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。 ◆認知症総合支援事業 ◆認知症サポーター養成事業 ◆おのみち見守りネットワーク事業（再掲） など
⑥ 障害者の自立支援	障害のある人が地域の中で安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、積極的に社会参加できる機会を設けるなど、安心して生活できる地域づくりを推進します。 ◆障害者自立支援事業 ◆地域生活支援事業 など

※1 地域包括ケアシステム：高齢者等が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援体制。

※2 2025年問題：団塊の世代が75歳以上の高齢者となることにより、医療・介護費など社会保障費の急増が懸念される問題。

※3 認知症：脳血管疾患、アルツハイマー病その他の原因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態。

※4 自助：自分のことを自分ですること。

※5 互助：人間同士がお互いに助けあうこと。

※6 共助：社会保険制度、医療や年金などの相互扶助のこと。

※7 公助：行政機関などによる支援のこと。

※8 ライフステージ：年齢にともなって変化する生活段階のこと。

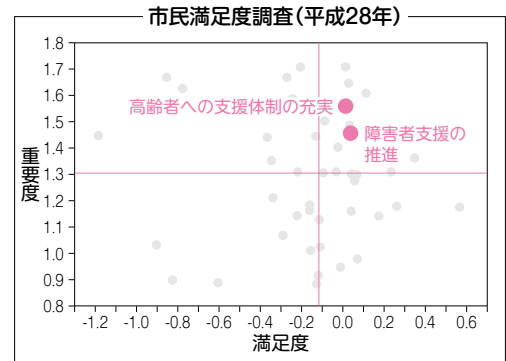
※9 協働：市民と市とが、対等な立場で必要な情報と責任を共有し、それぞれの得意分野や特徴を活かした適切な役割分担のもと、目標の達成に向けて協力して取り組むこと。

達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
85	高齢者への支援体制が充実していると感じる市民の割合	52.1%	60.0%
86	障害者福祉が充実していると感じる市民の割合	53.7%	60.0%
87	認知症サポーター養成者数（累計）	14,387人 (平成27年度)	19,000人

市民の意見

生活環境・取組（44項目）について、「高齢者への支援体制の充実」、「障害者支援の推進」はともに、重要度が高くなっています。





認知症サポーター養成講座



おのみち見守り訓練

政策  
目標 **6**

安心な  
暮らしの  
あるまち

政策  
分野 **2**

健康・福祉・  
医療・介護

施策  
目標

**3**

生活に課題を抱える人の  
支援体制が充実している

## 現状と課題

雇用形態の多様化や雇用のミスマッチなどによって、就職に至らない人、不安定な就労状況に陥る人が増加しており、社会的な格差が問題となっています。また、高齢者やひとり親世帯、障害や病気等によって生活上に様々な課題を抱えた人など支援を必要としている人も多くいます。それぞれの人  
が抱える課題は多様かつ複雑であることも多く、単一の施策で対応ができない場合には複数の施策を  
組み合わせて支援していかななくてはなりません。課題を整理して確実に必要とする各種支援制度の利  
用に導いていく取組が重要です。

生活に様々な課題を抱えている人達の相談を受け付けて包括的な支援を行う機関として、本市では  
平成27年（2015年）4月に「くらしサポートセンター尾道」を開設しました。相談者が抱える課題  
やニーズを把握し、各種の支援を実施する関係機関との連絡調整を行うことにより、課題を解決、自  
立した生活が可能となるようにサポートしています。この事業を広く周知し、利用の拡大を図ってい  
く必要があります。

また、子どもの貧困が大きな社会問題になっている中、子どもの将来が生まれ育った環境によって  
左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖したりすることのないよう、すべての子どもが夢と希望を持っ  
て成長していくことができる取組が求められています。

## 基本方針

- 経済的に最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある世帯が、社会から尊重され、孤立せず、自  
立した生活を送ることができるよう、包括的支援を推進します。
- 家庭の経済力によって教育や将来を左右されることなく、すべての子どもが夢と希望を持って成長  
していくことができるよう、子どもの貧困対策を推進します。



## 施策

### 施策目標 生活に課題を抱える人の支援体制が充実している

#### 目標達成のための施策

① 生活困窮者に対する支援	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある世帯が自立した生活を維持できるように包括的支援を推進します。
② 子どもの貧困対策(再掲)	

#### 達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
88	くらしサポートセンター尾道 新規相談件数	172件 (平成27年度)	365件



政策  
目標 **6**

安心な  
暮らしの  
あるまち

政策  
分野 **2**

健康・福祉・  
医療・介護

施策  
目標 **4**

医療体制が充実している

## 現状と課題

本市では、「尾道市の地域医療を守る条例」により、行政・市民・医療機関が一体となって、地域の医療体制を支えています。臨床研修医制度の改正、専門医取得制度の導入検討などに伴う医師の偏在による医師不足等への対応が課題となっています。こうした中、医療人材の確保に取り組むとともに、限りある医療資源を効率的に活用し、地域の医療機関の連携による切れ目のない質の高い医療提供体制を継続的に提供していくことが重要です。そのためには、身近なかかりつけ医による日常的な医療と、高次医療機関との役割を明確化し、高度な急性期医療<sup>※1</sup>が必要になった場合は、拠点となる総合病院などの医療機関において、安全で質の高い医療や手厚い看護を受けることができる体制を確保することが重要です。さらに、すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし、人生の最終段階まで身近な地域で適切な医療・介護サービスを受けることができる環境を整備していくことが求められています。救急医療においては、尾道市立夜間救急診療所を設置するなど、地域全体で救急医療体制の充実に努めています。

地域の医療対策を推進するためには、地域の医療と介護関係者の多職種連携を強化するとともに、今後、高齢化の進展により在宅医療等の医療・介護需要の増加が見込まれる中、多様なニーズに対応するための地域医療対策が求められています。

## 基本方針

- 市民が安心して暮らせるよう、質の高い地域医療の提供体制の確保を図ります。
- 市民が安心して医療、介護のサービス提供を受けられるよう、医療と介護の連携を図ります。
- 地域医療を守り維持するため、医療人材の確保を図ります。



尾道市立市民病院



公立みつぎ総合病院

## 施策

### 施策目標 医療体制が充実している

#### 目標達成のための施策

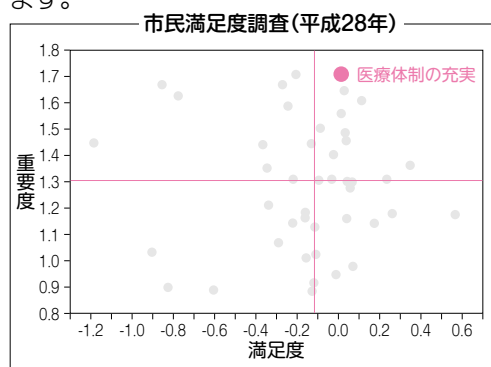
<p>① 地域医療体制の維持・確保</p>	<p>医療機関の救急医療体制の充実など、質の高い地域医療の提供体制を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 救急医療体制充実事業</li> <li>◆ 市立病院機能強化事業 など</li> </ul>
<p>② 医療・介護の連携(再掲)</p>	
<p>③ 医療人材の確保</p>	<p>市民の安心な暮らし、地域医療を守り維持するための人材確保を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 医師確保奨学金事業</li> <li>◆ 産科医等確保支援事業</li> <li>◆ 看護職確保奨学金事業 など</li> </ul>

#### 達成度を測る指標

No.	指標名	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
89	医療体制が充実していると感じる市民の割合	51.6%	55.0%

#### 市民の意見

生活環境・取組(44項目)について、「医療体制の充実」は、重要度が高くなっています。



尾道市立夜間救急診療所

※1 急性期医療：病気の発症から回復期や亜急性期まで移行するまでの期間における医療。